

令和6年度広島県困難な状況にある女性の相談窓口周知に向けた

WEB広告実施・分析業務委託仕様書（案）

1 業務の目的

広島県では、令和6年3月に「広島県困難な状況にある女性の支援計画」を策定し、県民が、様々な要因により困難な状況にある女性が相談できる窓口や活用できる制度について認知しており、その結果、全ての女性が、困難な状況に陥った時、早い段階で相談することができている状態を目指している。

この目指す姿の達成に向け、困難な状況にある女性を適切な相談窓口へ誘導するためのWEB広告を実施し、また今後の広報手法を検討するため、困難を抱える女性のWEB上での検索の傾向や県公式ホームページへの流入経路等を分析する。

2 成果目標

（事業目標）女性相談に関する情報へのアクセスユーザー数 5,000人（令和7年度）

（本業務の目標）コンバージョン（CV）：ランディングページからの問合せ先クリック数 ●回

【提案事項】

3 委託業務名

令和6年度広島県困難な状況にある女性の相談窓口周知に向けたWEB広告実施・分析業務

4 委託業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 業務の重点ターゲット

女性に対し、「女性特有の困難な状況について」「そういった困難な状況について、相談支援を行う専門機関があること」等を周知することは、自身が困難な状況に置かれていることに気づき、適切な相談機関へつながる効果があると考えられる。

特に、20代までの若年女性が相談支援につながりにくい傾向があることから、WEBを活用し若年層に向けた発信を行うことが有効と考えられるため、当該業務の重点ターゲットを次のとおり設定する。

- 女性であることにより困難な状況に直面し支援が必要な状態にある若しくは困難な状況に陥るおそれのある県内の女性（特に10代後半から20代）

《例》

- ・夫や交際相手など、パートナーからの暴力やトラブルで悩んでいる。
- ・売春や援助交際から抜け出したい。
- ・家庭内の不和やいざこざで悩んでいる。
- ・外国人女性が人身売買の被害にあっている。
- ・アダルトビデオ出演強要・「JKビジネス」・悪質ホストクラブ等の被害にあっている。

6 ターゲットに届ける広報内容（メッセージ）

日常生活又は社会生活を営むに当たり、女性であることにより直面することが多い様々な困難な状況について（DV等の暴力被害、性被害、悪質ホストクラブ問題等）困難に直面している本人が理解し、支援の必要性に気付いた者をランディングページに誘導する。

7 委託業務の内容

(1) WEB広告

ア リスティング広告

WEB上の検索ワードからターゲットを特定し、県の相談窓口へ誘導するとともに、WEB上での検索ワードの傾向やWEB上での動線を分析するため、ターゲットに対し効果的なリスティング広告を実施し、ランディングページへ誘導する。

(ア) 広告文、検索キーワード、除外キーワード、実施期間、シミュレーション（媒体、予算配分、表示回数、クリック数、クリック率、クリック単価、コンバージョン数、コンバージョン率、コンバージョン単価）を提案し、県と協議して決定したうえで実施すること。

【提案事項】

(イ) ランディングページは、県公式ホームページ内「困っているすべての女性が相談できます。」(URL: <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/51/josei-soudan.html>) とする。

(ウ) 配信に係る費用については、下限120万円として、検証可能な十分なボリュームを担保し、これを変更する場合は、県と協議の上、決定すること。

(2) ニーズ分析、効果測定及び報告義務

ア 次年度以降の広報ターゲットを明確にするため、検索ワードの傾向から相談ニーズを分析する方法を提案し、県と協議して決定した上で実施すること。【提案事項】

イ 業務の実施状況をモニタリングし、WEB広告実施期間中は月に1回以上の定期報告を行い、効果的な広告になるよう状況に応じて対応すること。

ウ WEB広告実施期間中にランディングページへ誘導したユーザーの検証を行うこと。なお、検証の際には、県から当該ページに係るGoogleアナリティクスの閲覧権限を付与する。

エ WEB広告の分析結果に加え実施前のシミュレーションに対する評価を、考察とともに提出すること。

オ 来年度以降の運用を見据え、業務全体の効果検証を実施し、今後の展開について改善策提案を盛り込んだ「分析結果報告書」を速やかに提出すること。

8 成果品の納期等

名 称	形式	数量	納 期
制作した広報媒体（映像・音声・画像・広告物等）	電子データ（※）	1式	業務完了後15日以内
完了報告書（事業測定の結果を含む。）	印刷物（A4版）	5部	業務完了後15日以内
	電子データ	1式	

※広告物等で紙媒体がある場合は、紙媒体を含む。

9 契約金額

2,000千円以内（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

10 契約に関する条件等

(1) 広告について

ア ブラックリストの活用や掲載先サイトの定期的な確認などを通じて、社会通念上、不適切と考えられるサイトへの掲載を排除するよう努めること。

イ 不適切サイトへの掲載が認められた場合には、直ちに県に報告するとともに、県の対応指示に従うこと。

ウ その他広告価値毀損の課題「ビューアビリティ」「アトフラウド」についても、県に対する透明性を確保の上、十分な対策を行うこと。

(2) 再委託等の制限

受託者は、本業務の監理業務を第三者に委託し、また請け負わせてはならない。

受託者は監理業務を除く業務の一部を委託することができるが、その場合は再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。

(3) 業務の履行に関する措置

県は、本業務(再委託した場合を含む。)の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。

受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で通知しなければならない。

(4) 成果品の利用

本業務による成果品の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は県に帰属するものとし、また、県は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を履行する上で個人情報(及び電磁的記録)を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日号外法律57号)、別記「個人情報取扱特記事項」及び別記「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(7) その他

ア 業務の実施に当たっては、委託者と適宜協議を行うなど、十分に調整して行うこと。

イ 打ち合わせの必要が生じた場合、受託者は委託者の求めに速やかに対応すること。

ウ 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特に定めのない限り、全て受託者の負担とする。

エ 業務の実施に当たっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。

オ 業務の実施に当たって疑義が生じた場合には、委託者と受託者が協議して定めるものとし、この協議が整わないときは、委託者の決定するところによるものとする。